

なおいりこども園 重要事項説明書

【1】設置主体の概要

運営主体の名称	しゃかいふくしほうじんあい そのふくしかい 社会福祉法人愛の園福祉会
法人本部の所在地	おおいりけん ゆ ふ し しょうないまちかきはる 〒879-5421 大分県由布市庄内町柿原410番地1
連絡先	(代)097-582-1471
代表者職氏名	しょう の しょう へい 理事長：生野 征平
関連施設	ひばりこども園／ひばり児童館（由布市庄内町柿原410-1） 都野保育所（久住町） 本園併設施設：なおいり児童クラブ

【2】施設の概要

種別	ようほれんけいがたにんてい 幼保連携型認定こども園							
名称	なおいりこども園							
所在地	〒878-0402 大分県竹田市直入町長湯8195番地28							
連絡先	(電話番号) 0974-75-2380 (FAX番号) 0974-75-2340 (Eメール) naoiri-hoikuen@sunny.ocn.ne.jp (ホームページ) http://www.ainosono-fukushikai.or.jp/naoiri/							
施設長氏名	園長 わたな べ ひで お 渡辺 秀夫							
開設年月日	平成28年4月1日（2016年） （開園 平成7年（1995年）4月1日 認可保育所 なおいり保育園）							
利用定員 (2019.4変更) (75⇒60)	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—人	—人	—人	5人	5人	5人	15人
	2号・3号	3人	6人	6人	10人	10人	10人	45人
	合計	3人	6人	6人	15人	15人	15人	60人
本園の基本理念・方針	<p>“心優しく たくましく 感性豊かに 「生きる力」を育てていきます”</p> <p>日本一の炭酸泉と謳われる長湯温泉と久住・大船の山々の懐に抱かれた豊かな自然環境の中で、子ども達は大きく広い心で様々な体験を通して学んでいきます。</p> <p>保育者の限らない情熱と愛情で接することにより、自主性を育て、子ども一人ひとりの心を大切にしながら、教育と養護の両面から「生きる力」を育てていきます。</p>							

【3】敷地及び建物の概要

敷地	敷地全体	5,259.56㎡
	園庭	1,665.28㎡
園舎	構造	教室・保育室棟（木造平屋） 440.37㎡ 特別教室・管理棟（鉄骨平屋） 277.56㎡
	延べ面積	717.93㎡

設備		部屋数	備考
保	乳児・ほふく室	1室	ゆめ組：0歳児（はな組：1歳児と共用部分有）
	保育室	5室	つき組：2歳児、ほし組：3歳児、そら組：4歳児、にじ組：5歳児（そら組・にじ組共用部分に図書室有）
育	ランチルーム	1室	給食室隣接
	給食室	1室	1・2・3号児 完全給食
棟	ホール （わんぱくホール）	1室	1・2・3歳児クラスに隣接（共用トイレ（洋・和）有）
	特別教室 （大空ホール）	2室	活動室及び児童クラブ室として共用（部屋名： ^{すばる} 昇・ ^{たいよう} 太陽）
管	談話室	1室	各種育児相談など常時開放
	職員室・保健室	1室	保健室は職員室と隣接して配置
棟	職員休憩室	1室	キッチン、職員ロッカー、トイレ・シャワー室隣接

【4】職員体制（平成31年4月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		
副園長	1人	1人		
保育教諭	13人	8人	5人	保育士・幼稚園教諭免許 幼稚園・小学校教諭免許
	主幹級保育教諭 指導級保育教諭 保育リーダー等			
子育て支援員	3人	3人		
看護師（准）	1人	1人		
保育補助				
事務兼務職員	1人	1人		兼子育て支援員
栄養士	1人	1人		
調理師	1人	1人		栄養士・調理師免許
学童支援員	2人	2人		兼子育て支援員 放課後児童支援員（中・高教諭免許）
用務員（運転手）	1人		1人	都野地区經由久住支所折返し運行

【5】利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

《1号認定子ども（教育標準時間認定）》

提供する曜日	月曜日から金曜日まで（5日）	
保育時間	教育標準時間	8時30分～14時30分（6時間）
預かり保育 （※別途利用料設定）	保育時間	朝：7時00分～8時30分 夕：14時31～18時00分（19：00） 土曜・長期：8時30分～16時30分
休園日	土曜日・日曜日・祝日（国民の休日等）	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	※夏季（7月31日～8月31日）	
	※冬季（12月29日～1月4日）	
	その他園長が必要と認めた日	

《2号・3号認定子ども（保育認定）》

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	月～土曜日	7時00分～19時00分
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育 （※別途利用料有）	保育標準時間	夕：18時01～19時00分
	保育短時間	朝：7時00分～7時59分 夕：16時01分～19時00分
休園日	日曜日・祝日（国民の休日等）	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
	その他園長が必要と認めた日	

【6】利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担額	
預かり保育料	平日 AM 7:00～8:30	1回利用 100円
	平日 PM 14:30～18:00	1回利用 200円
	土曜・長期休業日	1回利用 400円
	平日 18:00～19:00（延長利用）	1回利用 200円
	但し、延べ利用月額上限 3,000円とします。	
延長保育料	保育短時間 7時～8時	1回 100円、16時～18時 1回 100円
	標準時間 18時～19時	1回利用 200円（短時間も同額）
	但し、延べ利用月額上限、2,000円とします。	
その他	2歳児以上の体操服、帽子（時価）をご案内しております。 （実費を集金袋にて納入していただきます）	

【7】利用料等の納入方法

銀行口座振替です。（大銀コンピューターシステムが代行します）

支払期日：当月分 当月27日（手数料、※延長利用料等含む）

【8】提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。	
ラ ボ 教 室	日常生活や英語の遊びを通じて自然に英語を吸収します。
バ ト ン 教 室	バトンを中心とし、リズムに合わせ音感と身体能力をアップします。
絵 画 造 形 教 室	絵画や造形に親しみ想像力や美的感覚を身につけます。
書 き 方 教 室	鉛筆や毛筆を使い正しい文字を覚えます。
お 茶 教 室	お茶の作法を通じて、日本古来のしきたりなど“静”を覚えます。
体 操 教 室	走ったり飛んだり体操器具も使い、身体能力の向上を目指します。
和 太 鼓 教 室	力強くまたやさしく打つ・リズムを合わせる・音階のない世界で両腕を駆使し音感と表現力で右脳左脳のバランスを取りながら協調性を向上させます。
★本園は、地産地消の1・2・3号児完全給食です（アレルギーのご相談も対応しております）	

【9】年間行事予定

月	主たる行事
4月	入園・進級式、歓迎遠足、内科検診・歯科検診等
5月	直入町子ども祭り、田植え体験、園付属「わくわく農園」作り等
6月	保育授業参観・保護者総会、人形劇鑑賞、じゃが芋掘りお楽しみ会等
7月	七夕祭り、プール開き、夕涼み会等
8月	海水浴、チャレンジキャンプ（1泊2日）、子ども祭り in なおいり等
9月	ぶどう狩り、地域ふれあい事業、お年寄りとのふれあい等
10月	運動会、親子遠足、稲刈り、内科検診・歯科検診等
11月	みかん狩り、七五三詣り、芋掘り大会、焼いもお楽しみ会等
12月	クリスマス会、サンタ訪問、餅つき大会等
1月	かるた・凧揚げ大会等伝承活動
2月	生活発表会、節分豆まき大会、県内一周駅伝応援等
3月	雛祭り、防火パレード、お別れ遠足、卒園式等

【10】利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】	【2号・3号認定子ども】
	施設管理者が定めた選考方法による。	市が行う利用調整による。
利用決定	利用契約書の締結による。	
退園（休園）	・引越しや転園等、年度途中で本園の利用をしなくなる時、または休園する場合は「退園（休園）願書」を提出していただきます。	

退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）。 ・保護者から退園の申出があったとき。 ・利用継続が不可能であると市または施設管理者が認めたとき。 ・利用料が滞納し、督促に応じないとき。 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。
利用にあたっての留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登園は9時までをお願いします。 2. 当日に欠席、又は登園が遅れる場合は9時00分までにご連絡ください。 3. 原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で遅れる時は、お早めにご連絡ください。 4. お預かり時に、体調の変化があれば必ずお知らせください。 登園後に体調不良が発生した場合、詳細をご連絡させていただきます。 5. 投薬が必要な場合は、<u>医師の処方された薬を1回分のみお預かりしますが</u>、必ず「投薬の申込」を提出して下さい。 <p>★認定された「教育（6時間）、保育（8，11時間）」については、【5】の指定された時間内ですので、ご承知下さい。</p>

【11】嘱託医等

内科医	医療機関の名称	伊藤医院（内科）
	医院長名	伊藤 恭 先生
	所在地	竹田市直入町長湯7985番地5
	電話番号	0974-75-2222
歯科医	医療機関の名称	ごとう歯科
	医院長名	後藤 博文 先生
	所在地	竹田市直入町長湯8216番地1
	電話番号	0974-75-3001
薬剤師	施設の名称	福祉総合施設 美晴が丘
	薬剤師名	伊藤 寿和子 先生
	所在地	竹田市直入町長湯9067番地4
	電話番号	0974-75-3333

【12】緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、速やかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

《管轄する消防署》

消防署名	竹田市消防本部・消防署 久住分署
所在地	竹田市久住町栢木6049番地1
電話番号	0974-77-2119（緊急時119番～本部指令室） （本署：63-0119）

《管轄する警察署》

警察署名	竹田警察署	直入駐在所
所在地	竹田市拜田原221番地	直入町長湯8180番地2
電話番号	63-2131（緊急時110番）	75-2131

【13】非常災害対策

防火管理者	園長 渡辺 秀夫（防災士）
消防計画届出	平成31年4月（届出済）
避難訓練	火災や地震等を想定し、避難訓練を毎月1回実施します。
防災設備	消火器、避難誘導灯、火災報知機、放送設備を整備しています。
避難場所	第1「園庭」、第2「直入支所芝生広場」、第3「総合グラウンド」 自然災害等場合によっては「直入公民館」
緊急時の連絡手段	電話連絡、メール等

【14】相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	副園長 工藤 智子	
相談・苦情解決責任者	園長 渡辺 秀夫	
第三者委員	衛藤 賢美氏	久住めだかの学校代表
	河辺 和義氏	ゆのはな代表（元直入地域民生児童委員）
	首藤 則子氏	直入地域民生・主任児童委員

《要望・苦情等への対応方法》

要望・苦情等を受付けた場合には、内容を記録し、適切に対応し改善を図るように努めます。また、市からの求めがあった場合には、必要な処置を講じ、市に報告します。

【15】賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険（損害保険ジャパン日本興亜）
保険の内容	施設・生産物・人格権侵害・園児傷害等
保険金額	1事故につき最大10億円 ・ 1名につき最大123.1万円

【16】個人情報の取り扱い

1. 特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供する事はありません。
2. 就学及び転園等で、小学校や他の特定教育・保育施設等に対して、支給認定こどもに関する情報を極秘事項として法令に則り行いますので、同意をお願いしています。
3. HP及び「だより」等についての画像利用について、同意書をお願いしています。

【17】虐待の防止について

本園は利用する乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等の責任者を設置し、職員に対し研修を実施する等の措置を講じています。

【18】衛生管理について

1. 本園は衛生設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め嘱託薬剤師の指導の下、必要な措置を講じています。
2. 本園は施設内において、感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように処置を講じると共に、職員の清潔の保持及び健康状態についても必要な管理を行っています。

【19】保護者等に対する子育て支援の内容

1. 子どもの教育・保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行います。
 2. 保護者に対し本園における子どもの様子や日々の教育・保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めます。
 3. 本園において保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、通常の保育活動に加えて、預かり保育や延長保育を実施し、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めます。
 4. 子どもに障害や発達上の課題がみられる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めます。
 5. 保護者に育児不安等がみられる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めます。
 6. 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し当該要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ってまいります。
- ★ 職員室隣に「談話室」を設けていますので、お気軽にご相談下さい。

【20】地域における子育て支援の内容

本園は、児童福祉法第48条の3に基づき、支障がない限りにおいて地域の実情や当該こども園の体制等を踏まえ可能な限り、次の掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を行うよう努めています。

1. 子育て家庭への、こども園機能（施設及び設備、体験保育等）の解放。
 2. 子育て等に関する相談や援助の実施。
 3. 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進。
 4. 地域の子育て支援に関する情報の提供。
- ★ 3. 4. の家庭保育の支援について

本園施設を活用し、「竹田っ子すこやか広場」事業“おでかけ広場 夢てまり”を開催し、竹田市内の未就学児家庭の支援を実施します。

開催は、原則毎週（水曜）とし、利用者利用料は無料です。

平成31年度 園内見取図

